（令和9年度当初）　　東金市教育部学校教育課学童クラブ係

学童クラブ入所のご案内

１．学童クラブとは ？

小学校の放課後等に家庭保育が難しい児童に対し、家庭の代わりとなり適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。保育室や校庭等での遊びなどを通してあいさつや言葉遣いの指導、基本的な生活習慣の指導（身の周りの整理整頓や掃除など）を行います。

２．学童クラブに入所できる基準

学童クラブに入所できる児童は、保護者のいずれも次のような事情で、小学校の放課後に保護者及び同居の家族から監護を受けることができない市立小学校に通う児童です。

（１）昼間に労働に従事している場合（求職活動中の方は一時利用のみ利用可能です。）
（２）昼間に就労を前提として就学している場合
（３）出産による場合（ 出産予定月と、その前後各１月 ）
　　例 ： ５月が出産予定月の場合は４月１日から６月３０日まで利用可
（４）傷病、又は心身に障がいを有している場合
（５）傷病、又は心身に障がいを有する家族を常時看護等している場合
（６）その他、児童が監護を受けることができない場合（ 例 ： 介護、育児休業 ）

３．入所申込手続

（１）申込期間
　令和８年１２月１日（火）から令和９年１月１５日（金）まで

（２）申込方法
　①右記の QR コードからオンライン申請（スマート申請方式）
　②申込用紙での申請
　※紙での申請を希望の方は、学校教育課窓口まで提出してください。
　　土曜、日曜、祝休日及び年末年始（１２月２９日から１月３日まで）を除く。

（３）提出書類
　『東金市学童クラブ入所申請又は入所申込書』及び『監護できないことを証明する書類』等
　※詳しくは２ページ及び３ページをご覧ください。

（４）入所の可否の決定
　入所承認通知書又は入所不承認通知書を交付します。
　新規入所児童は、２月中旬に郵送にて通知します。
　現在利用中の児童は、２月中旬に学童クラブを通じて通知します。
　※電話でのご連絡はいたしませんのでご了承ください。

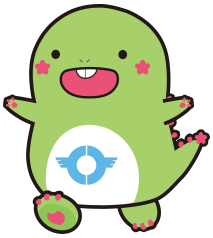

４．提出書類と入力（記入）上の留意点

（1）『東金市学童クラブ入所申請又は入所申込書』

・　入所を希望する児童１人につき、１つの申込みが必要です。
・　楷書ではっきりと、ボールペン等の消えない筆記具で記入してください。
・　申込書には裏面がございますので、記入漏れがないようにご注意ください。

①「住所」について

申込みにおいては、住所は東金市外でも構いませんが、当該児童が東金市立小学校に就学していること、又は就学予定であることが条件です。

なお、入力（記入）した住所から転居の予定がある方はお申し出ください。

②「学年」について

令和9年4月の学年を入力（記入）してください。

③「入所を希望する施設名」について

６ページの表で確認し、原則として就学する学校の学童クラブを入力（記入）してください。

④「入所を希望する期間」について

学童クラブを利用する期間を入力（記入）してください。

通年利用を希望される場合は、年度毎の利用のため「**令和９年４月１日～令和１０年３月３１日**」となります。

また、途中入所・退所を希望される場合は、利用開始日は各月の１日又は１６日で、利用終了日は各月の１５日又は末日となります。

⑤「延長保育の利用希望」について

保護者の就労等の事情により、午後７時までの延長保育を希望することができます。

⑥「入所を希望する理由」について

１～４から選んで番号を○で囲み、「４　その他」を選んだ場合は、具体的に理由を入力（記入）してください。

⑦「児童の同居家族」について

「年齢」は、令和９年４月１日時点で入力（記入）してください。

ご家族に単身赴任者がいる方は、「勤務先、学校等の名称」欄に居住している市町村名まで入力（記入）してください。

⑧「児童の健康状況」について

入所を希望する児童が障害者手帳又は療育手帳をお持ちの場合は、手帳の写しを提出してください。

入所を希望する児童の発達や集団生活においての心配事や保育上の関わりで注意を要すること等がある方は、入力（記入）してください。

⑨「緊急連絡先」について

個人の携帯電話や職場等、保育時間中に連絡を取ることができる連絡先を必ず２か所以上入力（記入）してください。

（2）『監護できないことを証明する書類』（下表をご覧下さい）

- 令和９年４月１日時点で保護者及び児童と同居する１８歳以上７０歳未満の家族は，状況に応じて該当書類の提出が必要です。（例:父＝就労証明書、母＝就労証明書）
- 同一世帯の複数の児童の申込みを同時にする場合は、１部の提出で構いません。
- 就職内定を理由に申込みをされた方は、必要に応じて状況を確認させていただきます。
- 就労（内定）証明書は、必ず勤務先に記入及び証明をいただいてください。

申込理由	必要書類
就労 ①会社等に雇用されている者 ②自営業中心者 （当該事業の確定申告の申告者） ③自営業補助者	●就労証明書 ※①～③のいずれの方も必要 ①会社等に雇用されている者 ②自営業中心者 ③自営業補助者 ●添付書類 ※②③の自営業(農業含む)の場合は次の資料を添付 ○開業１年以上の方 …確定申告書等の写し （確定申告書 B、第 1 表、第 2 表、収支内訳書又は青色申告決算書等） ○開業１年未満の方 …開業届又は営業許可証の写し
妊娠又は出産	●診断書又は母子健康手帳の写し(出産予定日の分かるもの) ●産前休暇前に就労しており、産後休暇又は育児休業後に復職の希望がある場合は、就労証明書
保護者の疾病又は障がい	●診断書又は障害者手帳等の写し
親族の介護又は看護	●介護・看護・付添状況申告書 ●診断書、障害者手帳等の写し、又は介護保険被保険者証の写し
災害の復旧	●り災証明書等
就学（学校、職業訓練施設等への通学又は通所）	●在学証明書、学生証、時間割などスケジュールが分かるもの
虐待又は DV	●状況に応じ、資料の提示をお願いする場合があります。

（３）『東金市学童クラブ利用料減免申請』（利用料の減免を希望する方のみ）

※４月分から８月分までの利用料減免となります。９月分から翌年３月分までの利用料減免は、６月以降に令和９年度市町村民税非課税証明書により審査します。詳しい手続きは入所決定後ご案内いたします。

●申請方法

① 右記の QR コードからオンライン申請（スマート申請方式）

② 利用料減免申請書での申請

※申請書での申請は、学校教育課窓口まで提出してください。

●該当世帯と提出書類

利用料の減免は、保護者の世帯が次に該当する場合が対象となります。

①生活保護法による被保護世帯

利用料減免申請と生活保護受給証明書を提出してください。

②市町村民税の非課税世帯

利用料減免申請と令和８年度市町村民税非課税証明書を提出してください。

なお、令和８年１月１日に東金市に住所を有している方で同意事項に同意をいただける場合は、令和８年度市町村民税非課税証明書を省略できます。

③その他、特に必要があると認められる場合

（例：今年の１月１日以降に離婚し、非課税世帯となった場合⇒半額免除）

※この他にも、書類の提出をお願いする場合があります。

※申請内容に変更がある場合は、お早めに学校教育課までご連絡ください。

審査終了後にお申出があった場合、対応できないことがあります。

５．保育時間

・小学校において授業等がある日　・・・・　小学校の下校後　から　午後６時００分まで

・小学校の休業日　・・・・　午前８時００分　から　午後６時００分まで

・延長保育　・・・・　午後６時００分　から　午後７時００分まで

※学童クラブの休業日　・・・・　日曜日、祝休日
お盆（８月１３日～１５日）
年末年始（１２月２９日～１月３日）
台風等で小学校が休校となった場合等

６．利用料などの負担

（１）利用料等の額

学童クラブの利用には、次の費用をご負担いただきます。**なお、正当な理由なく利用料を滞納された時は、入所の決定（承認）を取り消し、退所いただく場合があります。また、翌年度の入所を希望される場合、審査にあたり入所優先度が低くなります。**

利用区分	利用料	おやつ代	傷害保険料
通常保育のみ利用	通常 月額　7，000円 8月 月額　10，000円 臨時延長　1回 100円	通常 月額　2，000円 8月 月額　3，000円	年額 1，620円 ※1か月 135円 （令和8年度参考）
延長保育まで利用	通常 月額　8，000円 8月 月額　11，000円		

※同一世帯の複数の児童が学童クラブを通年で利用する場合の利用料の額は、２人目は半額、３人目以降は無料となります。

※臨時延長とは、通常保育のみ利用する児童が、保護者の緊急の用務、事故等により、臨時に延長保育を利用することです。

※傷害保険料は、休室や年度途中で退所した場合でも返金できません。

（２）納付方法

①利用料及び間食費

利用月の月末に口座振替にて納付していただきます。

入所決定後、口座振替依頼書の用紙をお渡しいたしますので、ご利用の金融機関で手続きをしてください。同一世帯の複数の児童が学童クラブを利用している場合は、それぞれの児童について、金融機関で手続きが必要となります。

※金融機関の手続きが完了するまでは、利用月の月末までに納付書にて納付していただきます。

②傷害保険料

利用開始までに現金で納付していただきます。

③臨時延長利用料

利用日当日に現金で納付していただきます。

７．入所後の留意事項

次のような場合は、学校教育課又は学童クラブに届出をしてください。

（１）入所承認期間満了前に学童クラブを退所しようとするとき
（２）居住地などが変わるとき（転出、転居、電話番号の変更など）
（３）家族の状況が変わったとき（婚姻、離婚、同居者の増減など）
（４）就労状況が変わったとき（就労先、就労日数、時間の変更、退職など）
（５）学童クラブの利用を１か月以上にわたり休止するとき
（６）延長保育を新たに利用するとき、又は延長保育の利用を辞退するとき
（７）間食を辞退するとき、又は間食を利用するとき

※退所の届出がない場合でも、ご家庭での保育が可能な状況であると認められる場合には、入所承認を取り消し、退所いただく場合があります。

８．利用承認の取消しについて

次のいずれかに該当する場合は、学童クラブの利用承認（入所）を取り消すことがあります。

あらかじめご確認いただき、ルールを守ってご利用ください。

① 利用資格がなくなった場合
② 申請内容に虚偽があった場合
③ 利用料を滞納し、その状態が継続した場合
④ 開設時間内の送迎ができない場合
⑤ 暴言、暴力、故意に物を壊す行為など、他の利用者や運営に支障を及ぼす行為があった場合
⑥ 集団での生活や活動に著しい支障をきたす場合
⑦ 職員や他の利用児童に対する暴言または暴力があった場合

保護者の皆様へのお願い

学童クラブでは、利用児童同士の暴言・暴力だけでなく、職員に対する暴言・暴力についても、利用承認（入所）の取消事由となる場合があります。

実際に、利用児童による暴力や、利用児童同士のトラブルを制止した際に、職員がけがをする事案も発生しています。

また、学童クラブの安全な運営に支障をきたす行為や、他の利用児童の迷惑となる行為があった場合には、お迎えの際に職員から保護者の方へ状況をご報告いたしますので、帰宅後にお子様の行動についてご確認いただきますようお願いいたします。

学童クラブを安全に運営するため、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

９．学童クラブの設置場所・定員

学校名	学童クラブ名称	設置場所※２	定員※３
東小学校	東小学童クラブ	小学校余裕教室	１５６人
鴇嶺小学校	鴇嶺小学童クラブ	小学校敷地内 プレハブ施設	１２０人
城西小学校	城西小学童クラブ	小学校余裕教室	７２人
	大和地区学童クラブ※１	大和幼稚園併設	４０人
正気小学校	正気小学童クラブ	小学校余裕教室	７２人
豊成小学校	豊成小学童クラブ	小学校余裕教室	８０人
日吉台小学校	日吉台小学童クラブ	小学校余裕教室	７２人
丘山小学校	丘山小学童クラブ	小学校余裕教室	４０人
福岡小学校	福岡小学童クラブ	小学校余裕教室	４０人

※１　大和地区学童クラブまでは学童クラブ職員と一緒に徒歩で向かいます。
　　また、現在大和幼稚園内に併設されている大和地区学童クラブは、令和９年度末の大和幼稚園閉園に伴い閉所となります。

※２　土曜日は、下記の表のとおり**他地区の学童クラブとの合同保育**を予定しています。

※３　入所定員は市の規則で定めています。参考までに、令和８年度の入所定員を記載しています。

合同保育先	対象の学童クラブ
東小学童クラブ	東小学童クラブ、豊成小学童クラブ
鴇嶺小学童クラブ	鴇嶺小学童クラブ、正気小学童クラブ
大和地区学童クラブ	大和地区学童クラブ、城西小学童クラブ、日吉台小学童クラブ、丘山小学童クラブ、福岡小学童クラブ

１０．入所決定及び通知

（１）入所の可否の決定（承認）は、原則として学年やご家庭の状況により監護の必要性の高い順に行い、書面にて保護者宛にお知らせします。なお、身体虚弱 ・ 障がい等で集団保育が困難と認められる児童の場合、入所をお断りすることがあります。

（２）入所できる基準に該当していても、学童クラブの定員に達している場合は入所できません。

※この場合、申込は令和１０年３月１６日入所まで有効となり、入所待機者としてお待ちいただくことになります。

※入所が可能となった際は、学校教育課よりご連絡いたします。

（３）入所決定後に入所を取り止めたいときは、速やかに学校教育課へ届け出てください。
事前の手続きがない場合は、利用料などの納付が必要です。

１１．一時利用制度

一時利用とは、通年利用以外の児童が学童クラブの定員内で利用できる制度です。ご利用には次のとおり手続きが必要となります。

（１）保護者の緊急の用務により一時的（１日単位）に利用を希望する場合
あらかじめ学校教育課窓口で一時利用の登録手続きを行っていただき、ご利用の際は、その都度学童クラブへの予約が必要となります。

（２）夏休み等小学校の長期休業期間の利用を希望する場合（短期入所）
市が別に定める募集期間に学校教育課への申込みが必要となります。

長期休業期間の募集時期

・夏　季　休　業・・・令和9年　6月１５日（火）～ 令和9年　6月３０日（水）
・冬　季　休　業・・・令和9年１１月１６日（火）～ 令和9年１１月３０日（火）
・学年末休業（３月）・・・令和１０年　2月１５日（火）～ 令和１０年　3月　１日（水）
・学年始め休業（4月）・・・令和１０年　2月１５日（火）～ 令和１０年　3月　１日（水）

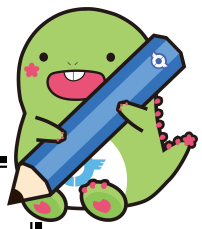

◆入所申込の問合せ先◆
東金市教育部学校教育課 学童クラブ係　電話0475－50－1209（直通）